

青森県報

第三千六百六十一号

平成二十一年
十一月十三日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 漁港の指定内容の変更……………(漁港漁場整備課) ……三
- 右 同……………(同) ……五
- 公 告……………(建築住宅課) ……六

告

示

青森県告示第七百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービスを行う事業所 名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
		名称	所在地				
株式会社協医科器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター七丁目七の七	福祉用具貸与	あつたがプルシオン	八戸市沼館三丁目三〇の三	平成二〇・〇九・二〇	平成二〇・〇三	
株式会社協医科器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター七丁目七の七	特定福祉用具販売	あつたがプルシオン	八戸市沼館三丁目三〇の三	"	"	

青森県告示第七百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		廃止の届出年月日	廃止年月日
		名称	所在地		
株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七	居宅介護支援事業所八代	弘前市大字南富田町八の七	平成二〇・〇九・一六	平成二〇・〇九・三〇
有限会社マコムツクス	五所川原市字下り枝一三の六	五所川原中央居宅介護支援センター	五所川原市字下り枝一三の六	三・九・一四	"

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ノーサン印 成鶏飼育用配合飼料	21.10	17.3	4.7	3.25	0.54	2.5	10.6			2,850	12.3
		ヘルシーSセタン(C) ニチワ印アロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	21.10	25.5	4.3	1.06	0.73	1.8	6.0			3,020	11.4
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ニチワ印種豚飼育用配合飼料 授乳期	21.10	16.2	5.3	0.84	0.58	2.8	4.7			79.0	13.0
		ニチワ印肉生用配合飼料 ミレニアムビーラ	21.10	13.4	4.4	0.48	0.54	3.9	4.1			75.0	13.8
		日清丸紅印 若令牛用配合飼料 腰つくり100	21.10	16.4	3.6	0.77	0.47	9.8	6.3			68.4	12.7
		日清丸紅印 肉牛用配合飼料 神明M後期	21.10	12.0	2.9	0.62	0.38	2.8	3.7			76.1	14.0

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

~~~~~

青森県告示第七百二十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字鶴ヶ坂字早稲田三九の七五・三九の三六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

青森県告示第七百二十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第五項の規定により、脇野沢漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

平成二十一年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 脇野沢漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 むつ市
- 四 区域

水 域	陸 域
-----	-----

千点	夕点	ソ点	セ点	ス点	シ点	サ点	コ点	ケ点	ク点	キ点	カ点	才点	工点	ウ点	イ点	ア点	の海面	次(本村・瀬野川目・新井田・奇浪地区)
北緯四一度八分六秒五二四	東經一四度四分三秒八五九	北緯四一度八分三秒七九三二	東經一四度四分三秒七九三二	次(本村・瀬野川目・新井田・奇浪地区)の海面とア点からシ点を順次に結ぶ線、及び水際線に規定するア点からシ点を順次に結ぶ線、同様に規定するア点からシ点を順次に結ぶ線、及び水際線により囲まれた区域														

ア点	海面	次(蛸田地区)	ミ点	マ点	ホ点	ヘ点	フ点	ヒ点	八点	ノ点	ネ点	又点	二点	ナ点	ト点	テ点	ツ点	東(東經一四度四分三秒七九三二)
北緯四一度七分五九秒九四四九	東經一四度四分三秒七九三二	北緯四一度八分三秒七九三二	東(東經一四度四分三秒七九三二)															

次(蛸田地区)の海面とア点からシ点を順次に結ぶ線、及び水際線に規定するア点からシ点を順次に結ぶ線、同様に規定するア点からシ点を順次に結ぶ線、及び水際線により囲まれた区域

一 名称 三厩漁港
二 種類 第一種漁港

平成二十一年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、三厩漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

青森県告示第七百二十八号

イ点	東経一四度四七分三秒五八
ウ点	北緯四一度七五四分六七三二 東経一四度四七分一六秒五六
工点	北緯四一度七五五分二九二七 東経一四度四七分一七秒八二
才点	北緯四一度七五六秒一七四 東経一四度四七分一八秒八
力点	北緯四一度七五八秒二六五七 東経一四度四七分二二秒
キ点	北緯四一度七五九秒五八 東経一四度四七分二三秒五二
ク点	北緯四一度八分三七七一 東経一四度四七分二五秒六六
ケ点	北緯四一度八分三七六五 東経一四度四七分二六秒九一
コ点	北緯四一度八分九二九九 東経一四度四七分二八秒五
サ点	北緯四一度八分八五九七 東経一四度四七分二九秒一七
シ点	北緯四一度八分三四九三 東経一四度四七分三二秒一九

三 所在地 東津軽郡外ヶ浜町
四 区域

イ点	東経一四度四七分三秒五八	水域	ア点を中心とした半径二、メートルの円内の海面及び増川増川橋並びに算用師川算用師橋から下流の河川水面	陸域	次のイ点から又点を順次に結ぶ線及び水際線により囲まれた地域
ウ点	北緯四一度七五四分六七三二 東経一四度四七分一六秒五六	水域	北緯四一度一分五七秒八二一 東経一四度二分五四分九秒六五	陸域	北緯四一度一分三三四秒九六八 東経一四度二分二秒八六
工点	北緯四一度七五五分二九二七 東経一四度四七分一七秒八二	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
才点	北緯四一度七五六秒一七四 東経一四度四七分一八秒八	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
力点	北緯四一度七五八秒二六五七 東経一四度四七分二二秒	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
キ点	北緯四一度七五九秒五八 東経一四度四七分二三秒五二	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
ク点	北緯四一度八分三七七一 東経一四度四七分二五秒六六	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
ケ点	北緯四一度八分三七六五 東経一四度四七分二六秒九一	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
コ点	北緯四一度八分九二九九 東経一四度四七分二八秒五	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
サ点	北緯四一度八分八五九七 東経一四度四七分二九秒一七	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四
シ点	北緯四一度八分三四九三 東経一四度四七分三二秒一九	水域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四	陸域	北緯四一度二分三六秒八二四 東経一四度二分三六秒八二四

